

宮古地方振興局長告示第 12 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、小本川土地改良区（下閉伊郡岩泉町）の定款の変更を認可した。

平成 19 年 4 月 20 日

宮古地方振興局長 大 矢 正 昭